

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件脱明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

1. MIRT 「グロ・サンとのイン美術リンパー 16円が 当性では「受託販売機」に記載された当社の受託営業所(以下[当社ら]といいます。)にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ ディン・アン・ドラ に記載した申込を添えてお申 込みいただきます。 当社業務の都合し 支用の書面・画面・画面・必要事項を記入いたでく場合 もこざいます。 申込金は旅行代金をおさないいただくときに、冬の一部として繰り入れま す。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するもの

9。 みに、ボイノ 実可は、 当在 5 が 実利の神能などが出て といたします。
(2)①当社らは電話、 郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。

ます。 「5)契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第26項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

意を得るものとします。 (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又 は義務については、何らの責任を負うものではありません。 (7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あら かじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

5-2. ウェイティンクの収扱いについての特別
当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当状が3客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。(いお客様がウェイティングの取扱い」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相判額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。(2)当社は、前1の中込金相当額を「関り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を楽諾した旨を通知するとともに預り金をす込金をついます。

なった時点でお客様に旅行契約の締結を承結しに日で囲丸19 もことでに原ソエで十公平に充当します。
(3)旅行契約は、当社が前いにより、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時にただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時に成立するものとします。
(4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
(5)当社は、ウェイティングの取扱いを解除する音の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する音の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する音の申出が増加減期間にあったときでも当社は取消料をいただきません。

4. お申し込み条件

6. の中 いとの木げ (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加 には保護者の同行を条件とさせていただきます。 (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合がありま

(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加 をお断りする合があります。 (4) お客様が当場合があります。 (4) お客様が当場合があります。

(4) お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動者しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(5) お客様が風読を流布したり、協計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(6) 健康を害している方、車椅子などの器具を71利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者制助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮が必な配慮が多る方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行・契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。あららめて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。「17前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくととがあります。

客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出し基づき、当社がお客様のために請じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
(9)当社は、本項(1)(2)(は78)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)(はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
(8)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加渡を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
(1)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(1)その他当在の業務上の都合かあるとさには、お申し込みをお断りする場合かあります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し
(1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事頂を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ・パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。
(2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

5. 旅行代金のお支払い 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払 いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお 申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。ま また、当社とお客様が第24頁に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提 携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承託があるときは、提携会社のカードよ リお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。や等 14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交替 手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様から お申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

の中し田かみい限が、の各様の単語日といてします。
7、旅行代金について
1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上的変機利用コスは溝流域以上12歳未満の方は、こども代金となります。
(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
(3) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
(3) 旅行代金は、各コースごとに表示してごがいます。出発日とご利用人数でご確認ください。
(2) 第23項の1変更補償金1の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ、アンフリンルト等における「旅行代金」の計事方は、「旅行代金(又は基本代金)として金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」フラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」フラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となりませ

8. 旅行代金に含まれるもの (1)旅行日程に明示した連送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊 費、食事代、入場料・拝観料等及び消費祝等諸税。 (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。 (3)その他ホームページ・パンフルット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

・ MMTN (本に占まればめいもの 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。 (1)超週手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。 (2)空港施設使用料等。(ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。) (3)フリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・

(3)グリーーング11い 电報电記のイベルにの企成があります。 (3) サービス料。 (4)ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。 (5)運送機関が譲す付加運賃・料金(例: 燃油サーチャージ)。 (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

U. 15川代金 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。) (1ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋 タイプのグレードアップのための追加代金。 (2) (食事なしプラン) 等を基本とする「食事つきプラン) 等の差額代金。 (3)ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための 追加代金。 (4) その他ホームページ・パンフレット等で「×××××クラス追加代金」「×××返加代金」と称するもの(前空 座庫のプラス 変更に要する 善愛 ストレートチェック・ソン能加代金) 能容 するもの(前空 座庫のプラス 変更に要する 善愛 ストレートチェック・ソン能加代金

するもの(航空座席のクラス変更に要する差額、ストレートチェックイン追加代金、航空 会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金

11. 旅行契約内容の変更

1. 旅行突約/円谷の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の連行計画によらない運送サービスの提供をの他当社の関与し存むい事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただしい緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあ

行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してきかのぼって15日自にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2)当社は本項1の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更を額だけ、旅行代金を減額します。
(4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の再帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこ

の場合、 お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。 この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、 当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約 に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・福泊 機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

| 4. 収消料|
(1)旅行理学の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・パンプレット等記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
(2)当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いただきます。
(3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
(4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15. 旅行開始前の解除

15. 旅行開始前の解除
() お客様の解除権
() お客様の解除権
() お客様はボームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
(② お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
b. 第12項()に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
c. 大災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d. 当社らがお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
ハースはいるないます。
・ ページ・パンフレット等に記載した旅行日

又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d. 当社らがお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
e. 当社の責に関すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
(3)当社は本項(1)の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の(2)により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたでは、第行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約が解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
(2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
a. お客様が当社のあらかじの明示した性別、年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b. お客様が第4頃の(3)から(3)までのいずれいに該当することが判明したとき。
c. お客様が第4頃の(3)から(3)までのいずれいに該当することが判明したとき。

お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない

と認められたとき。 . お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれが

契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻し いたします。

16. 旅行開始後の解除

16. 旅行開始後の解除 (1) お客様の運動合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。 (3) な客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。 (3 本項1) の2の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合において、以上により登録を受けるというとは、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、遺約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を走し引いたものをお客様に払い戻します。

○当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を 解除することがあります。 a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられな

し、記号はかかべ、必要は27町者の个在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 し、お客様が第4項の3から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 こ、お客様が第4項の(3から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 こ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 し、大災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

- 17. 旅行代金の払い戻し
 (1)当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合)又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行数約を解除した場合)で、お客様に対し知い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日のに、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
 (2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
 (3)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
 (4)クーボン券類の渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーボン券類が必要となります。クーボン券類の環とがない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

19. 当社の責任

- 2. 当社・大学 (一)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意 又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が扱めれた損害を賠償いたしま す。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り

- 等)の図恵または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

 20. 特別補償
 (1)当社は前頃(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補價規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に破られた一定の損害につきましては気亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円とりの万円)及び過度)・入院見舞金(2万円〜20万円)及び過度)乗金(1500万円)を表達をは、1500万円と方円)を表達をは、1500万円と方円)を表さりには損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限・1募集型企画旅行お客様(2あたり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害なして保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
 (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供に収り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
 (3)お客様が募集型企画旅行参加中とはいたしません。
 (3)お客様が募集型企画旅行を加ましません。
 (3)お客様が募集型企画旅行で参加中とはいたしません。
 (3)お客様が募集型企画旅行で参加中とはいたしません。
 (3)お客様が募集型企画旅行で参加やとはいたりません。
 (4)当社は、現金を対したのであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払のません。たたし、当該重動が募集と画旅行日程に含まれているときは、この限りではありまません。たたし、当該重動が募集を画が行日程に含まれているときは、この限りではありまません。たたし、当該重動が募集を画旅行日程に含まれているときは、この限りではありまません。たたし、当該重動が募集を画旅行日程に含まれているできるが表が見るといまません。たたい、遺金証・前金証書・貯金証書に通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データの他に力には、損害補償金を支払い表務を前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたものといたします。

- (1)お客様の故意、適失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を 守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受け
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ればなりません。
 (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、執徳員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
 (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の声に帰すべきき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する明日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。(5)クーボン券類紛失の場合、当該クーボン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様の立負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプショナルツアー又は情報提供

1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企

- 画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。 ・当社オプショナルツアーは、ホームページ・パンフレット等で(企画者:当社)と明示し
- ます。
 (2)オプショナルツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第20項特別補償で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金文は見乗金を支払います(但し、当該オプショナルツアーのご利用目が生たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)。また、当該オフショナルツアーの連行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該連行事業者の定
- オノンヨテルツァーの座にリチネロの泉はなることにない。 めに拠ります。 (3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除きます。)が、それ以外の責

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規 当在は、次表左欄に掲げる契約/Y各の重要な変更が生じた場合(たたし次の①・②・③・規定する変更を除きます。)は、第7月項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。①次に掲げる事田による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーパーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払いませ、
- いる。。 デ・旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ、戦乱 ウ、暴動 エ、官公署の命 治 オ、久航、不通、休業等連送・ 宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ、遅延、 連送スクシュールの変更等当初の連行計画によらない連送サービスの提供 + 旅行勢

- 運送スケジュールの変更等当初の連行計画によらない連送サービスの提供 キ. 旅行参加 者の生金又は身体の安全確保のため必要な措置 ②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係 る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。 ③ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になっ た場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当 社は変更補償金を支払いません。

 (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 ブ項で定める「旅行代金」に「5%を乗じて得た額を上限とします。までは一つ旅行契約に 基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補 僧金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応 の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客 様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した連送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のおより低い料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の 乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関和種類又は名称の変更 当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1:ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と 実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件
- 大阪には民民されています。 として取り扱います。 ②に掲げる変更については、①~③の料率を適用せず、②の料率を適用します。 1件とは、連送機関の場合1油毎に、その他の旅行サービスの場合 1該当事項毎に1件とします。
- 「該当争項地に「什としまり。 注4: (全)(20)に関ける変更が「乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。 注5: (②④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。 注6: (④運送機関の会社名の変更、②宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変
- 更に伴うものをいいます。 注7: ④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適
- 注8: ⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社の ウェブページで閲覧に供しているリストによります。

24. 通信契約による旅行条件

24. 加吉美利リによるがイ余件 当社らは、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下)会員といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける「こと(以下)通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込みを受ける方がります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により当該ります。)
(1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は、共力」と様々原を行るさまりまり。

払戻し債務を履行すべき日をいいます。

- (2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
 (3)通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。(4)当在5は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等に記載する金額の旅行代金」又は「第14頃に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
 (5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起資して7日以内(減額又は旅行削始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
 (5)長等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは適信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

25、国内旅行保険への加入について 25、国内旅行保険への加入について ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の 場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担 保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内 旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレ か当在は、当在が保有するお客様個人アーダのうち、氏名、任所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小眼の範囲のものについて、当社のブループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業条内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示、訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、「株式会社JTBホームページ(http://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/)」をご参照ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示し た日となります。

28. その他

- (2a) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかわます。
- いたしかねます。
 (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債券・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
 (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
 (5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
- 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合 は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

受託販売 契約責任営業所